

彙報

家計調査施行規則並に施行細則改正令 の公布

家計調査施行規則の改正並に家計調査施行細則の改正は共に昭和十六年八月四日付官報を以て夫々閣令第十六號及び内閣訓令第五號として公布されたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

家計調査施行規則(昭和十六年八月四日閣令第十六號)

第一條 家計調査ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル一箇年ニ付之ヲ行フ但シ未婚者ニ付テハ毎年四月一日ヨリ九月末日ニ至ル半箇年ニ付之ヲ行フ

各年ノ家計調査ノ名稱ニハ調査ヲ終リタル年ノ年號ヲ冠ス

第二條 家計調査ハ給料生活者、労働者、農業者若ハ物品小賣業者ヲ世帯主トスル世帯又ハ未婚者ニシテ毎年府縣知事ノ推薦ニ基キ内閣ニ於テ選定シタルモノニ付之ヲ行フ

第三條 調査スベキ世帯及未婚者ノ數ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第四條 紿料生活者ヲ世帯主トスル世帯(給料生活者世帯)及労働者ヲ世帯主トスル世帯(労働者世帯)ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

葉報

一 収入
二 支出
三 現金残高

四 住居
五 世帯員
六 手持消耗品
七 手持耐久品
八 手持有價證券及貯蓄
前項第一號乃至第三號ノ事項ハ毎日、第四號及第五號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第六號ノ事項ハ十
月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第七號及第八號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

一 營業上ノ收入
二 營業上ノ支出

三 家計上ノ收入
四 家計上ノ支出
五 現金残高

六 營業上ノ態様
七 家屋
八 世帯員
九 手持消耗品
十 手持耐久品
十一 資產及負債

前項第一號乃至第五號ノ事項ハ毎日、第六號乃至第八號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第九號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第十號及第十
一號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

一 収入
二 支出
三 現金残高
四 住居
五 本人ノ属性

前項第一號乃至第五號ノ事項ハ毎日、第六號乃至第八號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第九號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第十號及第十
一號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ之ヲ調査ス

第八條 第二條ニ掲タル世帯ノ世帯主及未婚者ハ内閣

三七 九 三〇 五一 三六 四三 三二 三〇 三一 一八 六三 二二 一八 二二 三六 四五 六三 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三四 八四 二二 五一 一二 三九 五一 四五 一三 七八 三三

三一〇一七一三一四一四一一〇六二二三一〇一〇一〇一〇一〇一六七一七三四一三一七一五一四五二六一

三一〇一七一三一四一四一二一〇一六三二七六七三一五三一〇一〇一六七一七三四一三一七一五四一六二六一一

一一一四五一一一

一 一 九 一 一 一 一 一 九 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 一 一 一 一 三 一 一 一 一

— — — — — | o | — — — — — | o | — — — — — |

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

總室夕宮仙小山米湯日足桐太銚東橫川新富金福敦長岡市
張北古海臺坂形田島立木生田子_{群馬}京瀬崎山鴻濱市
蘭幌市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市數

卷之二

三

四
商
家

內

三

四九

五未婚者

備
音

一 市町村ノ管轄区域ニ於テ労働者世帯又ハ農家ニ付家計調査ヲ行フベキ市町村ヲ指定スベ
シタルトキハ其ノ町村ヲ含ム

二 給料生活者世帯及商業ノ部ニ掲タル都市ニハ府縣知事必要ト認メ當該都市ニ近接スル町村ヲ指定シ
シタルトキハ其ノ町村ヲ含ム

三 府縣知事前二號ノ規定ニ依リ市町村ヲ指定シ又ハ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ當該市
町村名ヲ内閣統計局長ニ報告スルト共ニ當該市町村長ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

四 ○ 八 ○ 二 ○ 四 ○ 三 ○ 四 ○

五 世帯主夫婦ノ外世帶員六人以内ノ農家ナルコト
ハ妻ノ一方ガ半箇年以内出稼スルモノナル場合
ハ此ノ限ニ在ラズ

六 世帯主夫婦ノ外世帶員六人以内ノ農家ナルコト
ハ妻ノ一方ガ半箇年以内出稼スルモノナル場合
ハ此ノ限ニ在ラズ

七 世帯主及從業者以外ノ世帶員六人以内ノ商家
八 世帯主夫婦ノ現在スル商家ナルコト

九 世帯主夫婦ノ外世帶員六人以内ノ農家ナルコト
ト

十 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルコ
トナキ世帯ナルコト

十一 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルコ
トナキ世帯ナルコト

十二 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルコ
トナキ農家ナルコト

十三 農業(通常農家ノ副業ト認メラルモノヲ含
ム)以外ノ收入ガ比較的小ナル農家ナルコト

十四 工業又ハ商業ヲ兼營セザル農家ナルコト

十五 世帯主夫婦ノ現在スル農家ナルコト但シ夫又
ハ妻ノ一方ガ半箇年以内出稼スルモノナル場合
ハ此ノ限ニ在ラズ

十六 貸付田畠ヲ所有セザル農家ナルコト但シ耕作
地ノ一割以下ノ耕作地ヲ耕作スル農家(機械作業ヲ主
トスル稻作農家ニ在リテハ耕作面積三町歩以下
ノモノ)ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト

十七 貸付田畠ヲ所有セザル農家ナルコト但シ耕作
地ノ一割以下ノ耕作地ヲ耕作スル農家ナルモ
已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十八 商家ニ付テハ

十九 個人組織ノ商家ナルコト

二十 物品小賣業以外ノ收入ガ比較的小ナル商家ナ
ルコト

廿一 物品小賣業ヲ本業トスル商家ニシテ行商又ハ
露店商ヲ本業トセザルモノナルコト

廿二 飲食店、喫茶店、遊戯場其ノ他物品販賣業以
外ノ兼業ヲ有セザル商家ナルコト

廿三 店舗ト住居トガ分離セザル商家ナルコト

廿四 店舗ノ位置が當該調査地域ニ於テ成ルベク中
等度ノ繁華ナル場所ニ在ル商家ナルコト

廿五 店舗ト住居トガ分離セザル商家ナルコト

廿六 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家
ナルモ附屬ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見
積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出
ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

廿七 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家
ナルモ附屬ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見
積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出
ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

廿八 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家
ナルモ附屬ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見
積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出
ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

廿九 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家
ナルモ附屬ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見
積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出
ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三十 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家
ナルモ附屬ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見
積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出
ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ナルコト

十 同居人ナキ商家ナルコト但シ同居人アル商家

ナルモ賄附ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見

積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出

ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

十一 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スル

コトナキ商家ナルコト

未婚者ニ付テハ

一 未婚ノ給料生活者又ハ労働者ニシテ調査地域

内ニ在ルモノナルコト

二 月平均實收入四十圓以上百圓未滿ノ者ナルコト

三 數ヘ年十五歳以上三十五歳未滿ノ者ナルコト

四 單身借室ニ居住スル者ナルコト

五 寄宿舍、合宿所、社宅ノ類ニ居住セザル者ナ

ルコト

六 自炊セザル者ナルコト

七 扶養ノ爲ノ仕送ヲ爲サザル者ナルコト

第二條 府縣知事ハ應募者中ヨリ一年年（未婚者ニ付

テハ半箇年）ノ記入ニ堪ヘ且適當ト認ムル者ヲ選擇

スペシ

府縣知事前項ノ選擇ヲ爲スニ際シテハ左ノ事項ヲ參

酌スベシ

給料生活者世帶及労働者世帶ニ付テハ

一 一世帶ノ月平均實收入給料生活者世帶ニ在

テハ五十圓以上百五十圓未滿、労働者世帶ニ在

リテハ四十圓以上百五十圓未滿ノ範圍ニ於テ成

ルベク十圓每ノ各階級ニ均分セラルル如ク選擇

スルコト（北海道、福島縣、茨城縣、栃木縣、

群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、

新潟縣、富山縣、岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三

重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山

縣、廣島縣、山口縣、愛媛縣、福岡縣及長崎縣

ニ於テハ労働者世帶ノ世帶主ノ實收入四十圓以

上五十圓未滿ノ階級ヲ選擇セザルモノトス）

二 世帶ニ於ケル兒數ハ成ルベク無兒及六兒以下

ノ各兒數ニ均分セラルル如ク選擇スルコト

三 世帶員數ハ成ルベク二人乃至八人ノ各員數ニ

均分セラルル如ク選擇スルコト

四 労働者世帶ニ付テハ世帶主ノ職業ハ各括弧内

ノモノヨリ選擇スルコト

五 矿業勞働者

1 石炭礦業勞働者（發破係、坑內採炭夫、

坑內掘進夫、支柱夫）

2 金屬礦業勞働者（發破係、坑內採礦夫、

坑內掘進夫、支柱夫）

工業勞働者

1 金屬工業勞働者（製銑工、製鋼工、非鐵

金屬製鍊工、壓延伸張工、火造工、熱處理

工、鑄物工）

2 機械器具工業勞働者（工作機械ニ依ル勞

働者、鐵木工、機鐵工、墳隙工、鍛打工、

板金工、金屬プレス工、金屬打拔工、熔接

工、パイプ工、鉛工、金屬彫刻工、卷線工、

絕緣工、配線工、金屬機械器具手仕上工、

各種機械器具組立工、ケガキ工、現圖工）

3 化學工業勞働者（各種化學製品ノ製造工

程ニ從事スル勞働者）

4 窯業勞働者（ガラス・レンズノ製造工程ニ

從事スル勞働者、製陶原料工、成型工、施

釉工、燒成工、仕上工）

5 紡織工業勞働者（乾織工、煮織工、織布

工、染色工、保全工）

6 食料品工業勞働者（製粉工、菓子製造工、

パン製造工、製糖工、和酒釀造工、麥酒釀

造工、醬油釀造工、罐詰醸詣製造工）

7 印刷工業勞働者（文選工、植字工、製版

工、紙型工、印刷工、製本工）

8 製材、木工業勞働者（製材工、調木工、

合板工、木工、木型工）

交通從業員

1 鐵道、軌道從業員（蒸氣機關車、電氣機關

車、電車ノ運轉手、車掌、檢車手、操車手、

連結手、轉轍手、信號手、踏切手）

2 自動車運送業勞働者（乘合自動車・タクシ

1 貨物自動車ノ運轉手）

3 通信從業員（遞信集配員）

1 一世帶員數ハ成ルベク二人乃至八人ノ各員數ニ

均分セラルル如ク選擇スルコト

2 稲作ヲ主トスル農家ハ成ルベク山村地帶、海

岸地帶及平坦地帶ニ分チ選擇スルコト

3 自作農家、小作農家及自作兼小作農家ノ選擇

ニ當リテハ各同敷宛ヲ一組トシ同一ノ組ニ屬ス

ル農家ハ成ルベク同一市町村内ヨリ之ヲ選擇ス

ルコト但シ同一市町村内ヨリ選擇シ難キ場合ハ

成ルベク事情ノ相似タル市町村内ヨリ之ヲ選擇スルコト

商家ニ付テハ

ニ 糜業労働者

7 金物販賣業

一 營業狀況ハ成ルベク中位ヲ示ス商家ニシテ世
帶員數ノ異ルモノヲ選擇スルコト

6 紡織工業労働者
ヘ 食料品工業労働者

8 吳服販賣業
9 洋品雜貿販賣業
10 藥品販賣業

未婚者ニ付テハ

5 未婚者

一 月平均實收入ハ成ルベク四十圓以上百圓未滿
ノ範圍ニ於テ圓每ノ各階級ニ均分セラルル如

3 交通從業員(4ノ該當者ヲ除ク)
イ 鐵道、軌道從業員
ハ 通信從業員

1 紿料生活者
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ毎年八月十五日(未婚者ニ付テハ
二月十五日)迄ニ前條ノ規定ニ依リ選擇シタル者ヲ

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事前項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

3 農家
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事前項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募
募申込書ニ番號(調査番號)ヲ附記シ(被推薦者ガ繼
續記入希望者ナルトキハ其ノ繼續記入中ノ年號及其
ノ調査番號ヲモ附記スベシ)之ヲ添付スベシ

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募
申込者ヲ前項ニ掲タル種類別ニ分チ其ノ員數ヲ内閣
統計局長ニ報告スベシ

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募
申込者ヲ前項ニ掲タル種類別ニ分チ其ノ員數ヲ内閣
統計局長ニ報告スベシ

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

第三條 府縣知事ハ内閣統計局長ニ推薦スペシ
府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募

4 朝鮮人勞働者
1 稲作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
イ 自作農家
ロ 小作農家
ハ 自作兼小作農家

1 紿料生活者
イ 國民學校教員
ロ 銀行會社員
2 勞働者

者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知リタル・
トキハ關係市町村長ニ命ジ其ノ記入ヲ中止セシムベ
シ但シ事情ニ依リ記入ヲ繼續セシムルコトヲ得

第八條 府縣知事前條ノ規定ニ依リ家計簿記入者ヲシ
テ記入ヲ中止セシメタルトキハ其ノ氏名、調査番號、

中止ノ事由及中止ノ年月ヲ内閣統計局長ニ報告スベ
シ府縣知事市町村長ヨリ第三十五條ノ規定ニ依リ家
計簿記入者ニシテ記入ヲ中止シタルモノアル旨ノ報
告ヲ受ケタルトキ亦同ジ

第九條 府縣知事ハ府縣ノ職員中ヨリ家計調查指導員
タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第十條 府縣知事ハ家計調查員又ハ生活指導員タルニ
適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第十一條 家計調查員ノ任命アリタルトキハ府縣知事
ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ關係市町村長ニ通知ス
ベシ

第十二條 生活指導員ノ任命アリタルトキハ府縣知事
ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ各生活指導員ノ指導ス
ベキ世帯ヲ指定シ之ヲ關係市町村長及生活指導員ニ
通知スベシ

第十三條 府縣知事市町村長ヨリ家計調查員ガ疾病其
ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キ旨
ノ報告ヲ受ケタルトキ、家計調查指導員又ハ生活指
導員ガ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ
定ニ依リ速ニ夫々後任ノ家計調查員、家計調查指導
員又ハ生活指導員ヲ内申スベシ

前項ノ場合ニ於テ新ニ家計調查員又ハ生活指導員ノ
任命アリタルトキハ府縣知事ハ前二條ニ依リ通知ス

ベシ

第十四條 家計調査ニ要スル家計簿其ノ他ノ調査用品
及徽章ハ相當ノ豫備數ヲ加ヘテ内閣統計局長ヨリ之
ヲ府縣知事ニ交付ス

第十五條 府縣知事前條ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞
ナク市町村長ニ交付スベシ

第十六條 府縣知事ハ毎月市町村長ノ提出スル家計簿
ヲ検査シ之ヲ調査番號順ニ整理シ毎月二十日迄ニ内
閣統計局長ニ提出スベシ

第十七條 府縣知事家計簿記入者ニシテ同一市町村内
ニ於テ住所ヲ移轉シタルモノアル旨ノ報告ヲ受ケタ
ルトキハ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第二章 市町村長

第一節 総則

第十八條 家計調査ニ關スル市町村長ノ職務左ノ如シ

一 家計簿記入者ノ募集

二 家計調査員ノ擔當スル世帶及未婚者ノ指定

三 家計調査員及家計簿記入者ノ指導

四 家計簿ノ検査及提出

五 家計簿記入者ノ異動、記入中止其ノ他ノ場合ニ
於ケル處置

六 家計簿記入者ヘノ生活指導員ニ關スル指定通知
七 以上ノ附帶事務

第二節 家計簿記入者ノ募集

第十九條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ家計簿記入者ヲ
募集スベシ

ノ指定

一 官公吏、警察官及國民學校教員ニ付テハ官公
署、學校等ヲ介スルコト
二 銀行會社員ニ付テハ銀行、會社、商工團體等ヲ
キ世帯及未婚者ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ辭

介スルコト

三 鑛業勞働者ニ付テハ鑛山、產業報國會等ヲ介ス

ルコト

四 工業勞働者ニ付テハ工場、工業組合、產業報國
會等ヲ介スルコト

五 交通從業員ニ付テハ遞信局、鐵道局、市電氣局、
鐵道會社、乘合自動車會社、產業報國會等ヲ介ス
ルコト

六 朝鮮人勞働者ニ付テハ工場、鑛山、土木請負業
者、協和會、產業報國會等ヲ介スルコト

七 農家ニ付テハ農會、產業組合等ヲ介スルコト
ヲ介スルコト

八 商家ニ付テハ商工會議所、商工會、商業組合等
ヲ介スルコト

九 未婚者ニ付テハ國民學校、銀行、會社、商工團
體、工場、鑛山、產業報國會等ヲ介スルコト

十 認ムル方法ニ依リ募集スベシ

十一 前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ他適當
ト認ムル方法ニ依リ募集スベシ

十二 前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ他適當
ト認ムル方法ニ依リ募集スベシ

十三 七月末日(未婚者ニ付テハ一月末日)迄ニ應募申込書
ヲ添付シ應募者ノ氏名ヲ府縣知事ニ報告スベシ

十四 第二十一條 市町村長調査開始ニ應募申込者ガ第一
條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シタルコ
トヲ知リタルトキ又ハ其ノ者ヨリ取消ノ申込ヲ受ケ
タルトキハ速ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

十五 第二十二條 家計調査員ノ任命アリタルトキハ市町村
長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ各家計調查員ノ擔當スベ
シ

令書及徽章ヲ交付スベシ

市町村長各家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ
定メタルトキハ各家計調査員毎ニ其ノ擔當スル世帯
ノ世帯主及未婚者ノ氏名ヲ府縣知事ニ報告スベシ第

三十四條第二項ノ規定ニ依リ家計調査員ノ擔當スベ
キ世帯及未婚者ヲ變更シタルトキ又ハ新ニ世帯及未
婚者ヲ擔當セシメタルトキ亦同ジ

第二十三條 家計簿記入者ノ選定アリタルトキハ市町
村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ選定ヲ受ケタル家計簿
記入者ニ其ノ旨ヲ通告スルト共ニ擔當家計調査員ノ
氏名ヲ通知スベシ

家計簿記入者ノ選定ノ取消アリタルトキハ市町村長
ハ府縣知事ノ通知ニ依リ選定ノ取消ヲ受ケタル家計
簿記入者及擔當家計調査員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十四條 市町村長府縣知事ヨリ家計調査ニ要スル
家計簿其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲
滞ナク之ヲ家計調査員ニ交付スベシ

第二十五條 家計調査員疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故
ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キ旨ヲ申出デタルトキハ市
町村長ハ速ニ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第四節 家計調査員及家計簿記入者ノ指導

第二十六條 市町村長ハ家計調査員ニ其心得ベキ要
項ヲ指示スベシ

第二十七條 市町村長必要ト認ムルトキハ家計調査員
ヲ招集シ調査事務ノ打合セ又ハ協議ヲ爲サシムベシ

第二十八條 市町村長必要ト認ムルトキハ家計簿記入
者ヲ招集シ家計簿記入者ノ心得ベキ要項ヲ指示スベ
シ

シ

第五節 家計簿ノ検査及提出

第七節 家計簿記入者ヘノ生活指導員ニ關ス

第三十九條 家計調査員ヲシテ之ガ訂正ノ手續ヲ爲サシムベシ
第三十二條 市町村長ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整理
シ毎月十日迄ニ府縣知事ニ提出スベシ
ヨリ其ノ記入事項ニ關シ照會アリタルトキハ家計調
査員ニ質シ又ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ
第六節 家計簿記入者ノ異動、記入中止其ノ
他ノ場合ニ於ケル處置

第三十三條 市町村長調査開始後ニ家計簿記入者ガ第一
一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シ又ハ
其ノ者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知リ
タルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第三十四條 市町村長ハ調査開始後ニ家計簿記入者ガ
同一市町村内ニ於テ住所ヲ移轉シタルコトヲ知リタ
ルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ
前項ノ場合ニ於テ擔當家計調査員ヲ變更スルヲ適當
ト認ムルトキハ他ノ家計調査員ヲシテ之ヲ擔當セシ
ムベシ

第三十五條 市町村長ハ家計簿記入者ニシテ記入ヲ中
止シタルモノアルコトヲ知リタルトキハ其ノ氏名及
調査番號ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第三十六條 市町村長府縣知事ヨリ生活指導員ノ指導
スベキ世帯指定ノ通知ヲ受ケタルトキハ當該世帯ノ
家計簿記入者ニ指導ヲ受クベキ生活指導員ノ氏名ヲ
通知スベシ

第三十七條 家計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ
其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ付左ノ職務ヲ行フ
一 家計簿ノ蒐集、検査及提出
二 家計簿ノ蒐集、検査及提出
三 以上ノ附帶事務

第三十八條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者
ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スベシ
第三十九條 家計調査員ハ毎月適宜其ノ擔當スル世帯
及未婚者ヲ巡回シ必要アルトキハ家計簿ノ記入ニ關
シ懇切ニ指示スベシ

第四十條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ
就キ職務ヲ執行スル際濫ニ必要ナキ事項ヲ質問スベ
カラズ

第四十一條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ
就キ職務ヲ執行スル際濫ニ必要ナキ事項ヲ質問スベ
カラズ

第四十二條 家計調査員ハ家計簿記入者ガ第一條ノ要
件ヲ缺キ、住所ヲ移轉シ若ハ記入ヲ中止シタルトキ
ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キトキハ市町村長ニ其ノ旨
ヲ申出ヅベシ

第四十三條 家計調査員市町村長ヨリ翌月分ノ家計簿
ノ交付ヲ受ケタルトキハ毎月末日迄ニ之ヲ家計簿記

入者ニ配付スベシ

家計調査員市町村長ヨリ家計簿以外ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ運送ナク之ヲ家計簿記入者ニ配付スベシ

付スベシ

第四十四條 家計調査員ハ前條第一項ノ配付ヲ爲スニ

先豫メ家計簿ノ表紙ニ當該年月及家計簿記入者ノ

調査番號ヲ記入スルノ外家計簿ノ裏表紙ノ裏ニ自己

ノ氏名及住所ヲ記入スベシ

第四十五條 家計調査員毎月家計簿ヲ家計簿記入者ニ

配付スルニ際シ必要アルトキハ家計簿記入ノ實績ニ

微シ注意スベキ事項ヲ指示スベシ

第三節 家計簿ノ蒐集、検査及提出

第四十六條 家計調査員ハ毎月ノ家計簿ヲ翌月二日ヨリ五日迄ノ間ニ蒐集スベシ

第四十七條 家計調査員家計簿(主人用)以外ノ家計簿ヲ検査

家計簿及商家家計簿(主人用)シタルトキハ農

シ其ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シ

タルトキハ家計簿記入者ヲシテ訂正セシムベシ第三

十條ノ規定ニ依リ市町村長ヨリ訂正ノ手續ヲ命ぜラ

レタルトキ亦同ジ

家計簿記入ノ文字不明ナルトキハ家計簿記入者ヲシ

テ淨書セシムベシ

農家家計簿及商家家計簿(主人用)ハ封緘ノ儘トス

第四十八條 家計調査員ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整

理シ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補則

第四十九條 家計調査施行規則第二十六條ノ規定ハ本心得ニ之ヲ準用ス

附 則

第五十條 昭和十七年家計調査ニ限り第一條及第二十

條ニ於テ七月末日トアルハ八月十五日、第三條ニ於テ八月十五日トアルハ八月末日トス

醫療保護法施行期日に關する勅令及 び同法施行令の公布

義に第七十六回帝國議會に協賛を經たる醫療保護

法(昭和十六年三月五日)^ノに就ては既に本誌第二卷第四號本

欄所載の如くであるが、同法の施行期日に關する勅令

は同法施行令並に施行規則と共に昭和十六年八月九日付の官報を以て公布せられた。之を掲げれば以下の如

くである。

醫療保護法施行期日ニ關スル勅令

(昭和十六年八月八日)
(勅令第八百十一號)

醫療保護法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

醫療保護法施行令(昭和十六年八月八日)
(勅令第八百十一號)

第一條 (恩賜財團)濟生會ハ醫療保護法第三條ノ事業者トス

第二條 療養品支給事業

一 長期患者ノ慰安事業

二 案養品支給事業

三 巡廻看護事業

四 產婆又ハ看護婦ノ養成事業

第五 其ノ他厚生大臣ノ定ムル事業

第三條 療養品支給事業

ノ如シ

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 患者ノ移送

第四條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ助産ノ範圍左

ノ如シ

二 分娩前及分娩後ノ處置

三 看護

四 妊產婦ノ移送

第五條 前二條ノ看護又ハ移送ハ事業者ガ患者又ハ妊娠婦ノ爲必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ受ケシム

ルコトヲ得

第六條 醫療及助産(居宅ニ於ケル助産ヲ除ク)ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

居宅ニ於ケル助産ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ制限ヲ超過シテ之ヲ超過ムルコトヲ得

第七條 看護ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第八條 醫療又ハ助産ハ看護又ハ移送ノ場合ヲ除クノ外事業者ノ施設又ハ地方長官ノ指定スル醫師、歯科

醫師若ハ產婆ニ就キ醫療券ハ提示シテ之ヲ受ケシム

急迫ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ地

方長官ノ指定セザル醫師、歯科醫師若ハ產婆ニ就キ